

## 外国為替保証金取引説明書 (FXステージ)

～外国為替保証金取引説明書(FXステージ)～

株式会社外為どっとコム

### I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について

本説明書は、株式会社外為どっとコム(以下「当社」といいます。)が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき当社がお客様との間で、外国為替保証金取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。

外国為替保証金取引は取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。

口座開設及び取引を開始されるにあたっては、本説明書、及び約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

1. お客様が行う外国為替保証金取引の額は、その取引についてお客様が預託すべき保証金に比べて大きい額となります。
2. お客様が行う外国為替保証金取引につき、取引対象である通貨の為替レートの変動により損失が生ずることがあり、かつ当該損失の額がお客様からの委託保証金を上回るおそれがあります。
3. 取引対象である通貨の金利変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。
4. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、取引システムに係る処理の遅延、または注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
5. 委託手数料は、以下のとおりとなります。  
《外貨ネクスト》  
取扱い数量にかかわらず0円  
《FXステージ》  
取扱い数量にかかわらず0円  
※外貨ネクストの電話取引においては手数料がかかります。各商品の手数料詳細については、外貨ネクスト取引説明ガイド17項およびFXステージ取引説明ガイド19項の「売買手数料」の説明をご参照ください。
6. 買気配と売気配の間にはレート差(スプレッド)があるため、相場状況の急変によりスプレッド幅が広がる場合があります。
7. 顧客から外国為替保証金取引注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除(クーリングオフ)することはできません。
8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。
  - シティバンク エヌ・エイ(CITIBANK, N.A.)  
銀行業(米国通貨監督庁ならびに英国金融サービス機構による監督)
  - 野村證券株式会社  
証券業

- JP モルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.)  
銀行業(米国通貨監督庁による監督)
- モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド(Morgan Stanley & Co. Inc.)  
証券業(米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会ならびに米国連邦準備制度理事会による監督)
- 香港上海銀行 東京支店(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)  
銀行業
- バンク・オブ・アメリカ エヌ・エイ(Bank of America, N.A.)  
銀行業(米国通貨監督庁ならびに米国連邦準備制度理事会による監督)
- ロイヤルバンクオブスコットランド(The Royal Bank of Scotland plc)  
銀行業(英国金融サービス機構による監督)
- ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(Nomura International plc)  
証券業(英国金融サービス機構による監督)
- ジェイ・アロン・アンド・カンパニー (J. Aron & Company)(※ゴールドマンサックスグループ)  
為替、コモディティ、デリバティブ取引業(米国エネルギー省米国連邦エネルギー規制委員会による監督)
- ドイツ銀行(Deutsche Bank AG)  
銀行業(ドイツ連邦金融監督局による監督)
- バークレイズ銀行 東京支店(Barclays Bank PLC Tokyo Branch)  
銀行業
- ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)  
銀行業(スイス連邦銀行委員会による監督)
- コメルツ銀行 (Commerzbank AG)  
銀行業(ドイツ連邦金融監督局による監督)
- BNPパリバ(BNP Paribas)  
銀行業 (フランス金融市場庁による監督)

9. 当社は、お客様からお預かりした保証金については、円貨、外貨ともに野村信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお保証金が信託へ入金されるまでの間は顧客区分管理信託口座の保全対象となりませんが、その間も金融機関(野村信託銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、スルガ銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、じぶん銀行)において保証金等であることが名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。
10. 当社、カバー取引相手先銀行および顧客資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、保証金その他の顧客資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る危険があります。

外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して取引を行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

以上

## II. 外国為替保証金取引のリスクについて

- 外国為替保証金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、商品性及びリスクについて理解し、納得された上で口座開設手続を行なってください。
- 外国為替保証金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、マーケットの変動によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性もあります。
- 外国為替保証金取引はすべてのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財産状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身が取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討くださいますようお願いいたします。

### (1) 為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常として為替レートが変動しております(土日・一部の休日を除く)。相場がお客様の予想と反対方向に進んだ場合、為替差損が発生いたします。

## (2)レバレッジ効果

外国為替保証金取引ではレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。実際の取引金額に比べて取引保証金の額は小さいため、相対的に大きなポジションをお持ちになれば小さなマーケットの動きによって口座の資産価値は大きく変動することになります。マーケットがお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの全部が強制的に決済される可能性もあります(ロスカット)。保証金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

## (3)損失を限定させるための注文の効果

損失を限定させることを意図した特定の注文方法(ストップロスオーダー)は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、マーケットレートが一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性(スリッページの発生)があり、意図していない損失を被ることがあります。また、系統的に設定されておりますロスカットにつきましても同様に、取引におけるお客様の損失を一定の範囲に限定させる目的ではありませんが、ロスカット処理はその内容を必ずしも保証するものではなく、相場変動等により、スリッページの発生ならびに電子取引システムの遅延でロスカットが速やかに処理されない場合があります。これらにより最終的に預け入れ資産以上の損失を被る可能性があります。

## (4)外国為替取引の性質とリスク

外為どっとコムが提供する外国為替保証金取引は店頭金融先物取引です。従って、インターバンク(銀行間)を含むすべての外国為替取引は相対取引(OTC= Over the counter取引)によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ(取引の相手方)として行動します。外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて規制が少ないため、取引所取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質からOTC取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様は外国為替保証金取引を開始される前に、取引の性質とリスクについて理解していただく必要があります。

## (5)金利変動リスク

外国為替保証金取引は、通貨の交換を行なうのと同時に金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。またお客様がポジションを決済するまで、スワップポイント受払いが発生します。

## (6)流動性と特殊な状況

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となることがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーク・クローズ(NYクローズ)間際・週始のオープン時におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は当社の通常の営業時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

## (7)電子取引システムの利用

電子取引システムを利用した取引は、電話での取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでの取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。また、システム機器、通信機器等の故障、アクセスの集中等により、取引の停止や取引の処理が遅延する可能性もあります。

ここでは、外国為替保証金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、取引に生ずる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分にご研究頂くようお願い申し上げます。

## Ⅲ.取引説明ガイド

## 1. 外国為替保証金取引とは

外国為替保証金取引とは、事前取引金額の一部を保証金として預け入れた後に行う店頭金融先物取引(金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、当該売買の目的となっている通貨等の受渡し決済もしくは売戻し又は買戻しをしたときの差金の授受によって決済することができる取引)で、常に約定日の2営業日後の日を決済日とし、かつ、決済日に反対売買等の決済取引を行わない場合には、自動的に当該決済日が翌営業日に繰り延べられる特約がついたものをいいます。

外国為替保証金取引からは次の2種類の損益が生じます。

### (1) 売買損益

安(高)く買った通貨を高(安)く転売、もしくは高(安)く売った通貨を安(高)く買戻すという売買による差益(損)。

### (2) スワップポイントによる損益

未決済ポジション1取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利(低金利)通貨を買って、低金利(高金利)通貨を売ること金利差相当額を受け取る(支払う)ことによる利益(損失)(21. スワップポイントを参照)。

## 2. 口座開設について

口座開設のお申込みは当社Webページにてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター(0120-430-225)でお受けいたします。外国為替保証金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社で外国為替保証金取引口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。

●FXステージ取引約款・本取引説明書及び口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。

●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。

(1)本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること

(2)当社から電子メールもしくは電話で直接ご本人と常時連絡がとれること

(3)インターネット利用環境が整っておりご自身のPCメールアドレスをお持ちであること(携帯電話メールアドレスのみでは開設出来ません。)

(4)本取引にかかる報告書面の電子交付に同意いただけること

(5)日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人、または日本国内で本店が登記されている法人であること

(6)本サービスにかかる約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること

(7)お客様の当社における指定口座(振込先預金口座)は、国内に存する金融機関を指定していただけること

(8)名義の如何を問わず、FXステージにおいて既に口座をお持ちでないこと

(9)お客様の個人情報をご登録いただけること

(10)余裕資金にてお取引いただけること

## 3. 本人確認書類の提出

平成20年3月1日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(「犯収法」)に基づき、当社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証や住民票の写し等をご提出して頂いております。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

(個人のお客様の場合)

1. 各種健康保険証(共済組合員証は健康保険証に準じます)
2. 運転免許証
3. パスポート
4. 各種年金手帳
5. 各種福祉手帳
6. 外国人登録証明書
7. 住民基本台帳カード
8. 住民票の写し
9. 住民票記載事項証明書
10. 印鑑証明書
11. 外国人登録原票記載事項証明書

※ご注意

- ・ 1～7は有効期限内または現在有効なものをコピーしてご用意下さい。
- ・ 8～11は作成・発行日から3ヶ月以内の原本をご用意下さい。
- ・ 上記本人確認書類は、お名前・ご住所・生年月日を確認できる書類をご用意下さい。

(法人のお客様の場合)

1. 登記簿謄本  
 ※ご注意 発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)をご用意下さい。
2. 取引担当者の本人確認書類(上記個人のお客様の場合と同様)
3. 代表者の本人確認書類(同上)

以上の手続きが完了し、所定の保証金を預託頂きますと取引が可能となります。

4. 取引方法について

FXステージではパソコンの他、i-mode・Yahoo!ケータイ・EZweb等の携帯端末画面でも取引いただけます。また、パソコンではリッチアプリ版とWEB版の2つのツールをご使用いただけます。パソコン・モバイルの推奨環境につきましては当社HPをご参照ください。

※リッチアプリ版については、当社Webサイトからのダウンロードならびにお使いのパソコン端末へのインストールが必要です。詳細につきましては、当社Webサイトをご覧ください。

5. 注文成立時間

お客様から発注されたご注文が約定する時間は下記のとおりです。

|           | 取引時間                                     | 取引停止時間(システムメンテナンス) |
|-----------|--|--------------------|
| 通常        | 月曜日午前7時～土曜日午前6時30分<br>※右記システムメンテナンス時間を除く | 午前6時30分～午前7時       |
| 米国のサマータイム | 月曜日午前7時～土曜日午前5時30分<br>※右記システムメンテナンス時間を除く | 午前5時30分～午前6時       |

※取引開始時間は原則として午前7時(米国のサマータイム時においては、月曜日午前7時、火曜日から金曜日は午前6時)ですが、システムメンテナンスの延長により、予告なく取引開始時間が変更される可能性があります。

※保証金率設定を1%(レバレッジ100、法人のお客様のみお取引可能)とした注文に限っては、日本時間

毎週土曜日の午前6時(米国のサマータイムのときは日本時間午前5時)から午前7時(米国のサマータイムのときは日本時間午前6時)までの間は発注不可となりますのでご注意ください。

※当社は、経済情勢等の変化に伴い注文成立時間を変更する場合があります。

※当社は、上記の時間内において、回線及び機器の瑕疵又は障害、又は補修等やむを得ない事由により、予告なくシステムメンテナンス、又はサービスの一部もしくは全部の提供を一時停止又は中止することがあります。

※メンテナンス中は、法人のお客様による、保証金率1%(レバレッジ100)の申請並びにNYCロスカット及び新規注文等の全体保証金率の確認を非適用とする申請ができませんのでご注意ください。また、上記の申請事項が適用されるのは、翌営業日のオープンからとなります。

## 6. 取引可能日

原則として上記の取引時間帯で業者間の相対取引が可能な状態であれば、日本の銀行等の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス休暇期間など当社があらかじめ指定する時間帯を除いて取引できます。

※なお、年末等は、為替市場の出来高が激減し、売買スプレッドが広がるなど、リスクが高くなる可能性があります。

### 取引日等に関する当社の定義

|            |  |
|------------|--|
| <b>営業日</b> | 営業日とは、日本の銀行等金融機関の休業日以外の日をいいます。   |
| <b>取引日</b> | 取引日とは、本取引が行える日をいいます。   |
| <b>約定日</b> | 約定日とは、お客様の売買注文が約定した日をいいます。   |
| <b>決済</b>  | 決済とは、反対売買にかかる注文が約定した場合に、売付総約定代金から買付総約定代金および手数料その他の諸経費等を控除した金額にスワップポイントを加減した金額を授受することをいいます。 |

## 7. 取引通貨

通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

FXステージで取扱う通貨ペアはUSD/JPY(米ドル/日本円)、EUR/JPY(ユーロ/日本円)、AUD/JPY(豪ドル/日本円)、GBP/JPY(英ポンド/日本円)、NZD/JPY(ニュージーランドドル/日本円)、CAD/JPY(カナダドル/日本円)、CHF/JPY(スイスフラン/日本円)、HKD/JPY(香港ドル/円)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、EUR/USD(ユーロ/米ドル)、GBP/USD(英ポンド/米ドル)、USD/CHF(米ドル/スイスフラン)の組合せとなります。

それぞれの外貨の売建て、買建てができます。

また、保証金は日本円での入金となり、外貨建ての評価損益は円換算で表示、計算します。

## 8. 取引単位

10,000通貨が1取引単位です。各通貨の最低取引数は次のようになります。

| 通貨              | 最低取引数            |
|-----------------|------------------|
| USD(米ドル)        | 10,000米ドル        |
| EUR(ユーロ)        | 10,000ユーロ        |
| AUD(豪ドル)        | 10,000豪ドル        |
| GBP(英ポンド)       | 10,000英ポンド       |
| NZD(ニュージーランドドル) | 10,000ニュージーランドドル |
| CAD(カナダドル)      | 10,000カナダドル      |
| CHF(スイスフラン)     | 10,000スイスフラン     |

|               |                |
|---------------|----------------|
| HKD(香港ドル)     | 10,000香港ドル     |
| ZAR(南アフリカランド) | 10,000南アフリカランド |

## 9. 呼び値の単位

1通貨単位あたり0.01円です。

※ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、1通貨単位あたり0.0001米ドル、米ドル/スイスフランの場合は、1通貨単位あたり0.0001スイスフラン。

## 10. 取引レート

お客様はカバー先金融機関から提示されるレートの他に、複数のインターバンク市場参加者から配信されるレートを参考に、当社独自の基準に基づいて当社が提示するレートで取引を行います。取引レートは1通貨単位のレートを画面上に提示いたします。

FXステージでは売りサイド(Bid)でのレートと買いサイド(Ask)でのレート両方のレートを同時に提示いたします。

※売りサイド(Bid)でのレートと買いサイド(Ask)でのレートとの間にはレート差(スプレッド)があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。

## 11. 注文の種類とオプション注文機能

### [注文種類]

| 種類  | 説明   |
|---|--|
| マーケット注文   | レートを指定しない注文方法。発注時のレートと現在レートが乖離した場合に、約定制限をかける機能(スリッページ設定機能)が利用できます。   |
| 指値  | 指定したレート以下で買う、または指定したレート以上で売るといった注文方法。  |
| ストップ(逆指値)                                       | 指定したレート以上で買う、または指定したレート以下で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める際に便利です。   |
| IFD (If Done)                                   | あらかじめ新規注文と決済注文のレートを指定して、同時に発注しておく注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文ができるため、利益や損失を確定することができます。新規注文発注画面にて設定することにより、発注が可能です。  |
| OCO (One side done then Cancel the Other order) | 2つの注文を同時に出しておき、一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文方法。新規注文の同時発注および、決済注文の同時発注が可能です。レートがどちらかに振れようとしている際に、利益や損失をあらかじめ決めることが可能となります。 |
| IFO (IFD + OCO)                                 | IFDとOCOを組み合わせた注文方法。あらかじめ新規注文のレートを指定すると同時に、決済注文で2つの注文を同時に発注することが可能です。上記IFD注文と同じく、新規注文発注画面にて設定することにより、発注が可能です。             |
| 時間成行  | お客様が任意で設定する日付のオープンまたはNYクローズの時点で、自動的にマーケット注文(成行)が発注される注文方法です。   |

※ストップ注文では為替レートが指定したレートとなってから執行されるため、相場変動により、ご指定のレートで約定しない場合があります(スリッページの発生)、その場合にはお客様にとって不利なレートで約定することがありますのでご注意ください。

### 【オプション注文機能】

#### 1. 1クリック注文機能

注文発注内容を確認する画面の表示を省略することで、より迅速な注文発注ができるようにする機能です。この機能を設定した場合、取引画面上のレートを1回クリックするだけで、注文を発注することができます。また、この注文機能とあわせて、注文の約定直後に表示される成立内容の確認画面表示を省略する設定も可能です。

なお、本注文機能を設定した場合、誤ってレート表示箇所をクリックしてしまっただけで意図しない注

文が発注され、条件に合致した際は約定します。さらに、その約定の事実にお客様が気付かず、新規ポジションを意図せぬまま保有し続けたため、結果的に予想外の損失を被る恐れもございます。本注文機能を使用されない時間帯、または使用中でもパソコンの前を一時的に離られる場合には、本注文機能を解除していただくか、または取引画面の操作にロックがかけられる「注文ロック機能」をご設定いただくことをお勧めします。

## 2. トレール注文機能

決済注文のストップ注文において、実勢レートの値動きに合わせてストップ値も自動的に有利な値へと変更される注文機能です。実勢レートが、あらかじめ設定した値幅(トレール幅)に達した時点でトレール(自動調整)が開始されます。

相場がお客様にとって有利な方向へと進んだ場合は、決済注文のストップ値がその実勢レートを追いかける格好で自動調整されます(注文時の新規側レートとストップ値の差を維持してトレールします)。反対に相場がお客様にとって不利な方向へ動いた場合は、ストップ値の調整はなされず、直前のレート水準にとどまります。

[例]

新規買い注文の指定レートを100.00円、決済ストップ注文の指定レートを98.00円、トレール幅を30pips(0.30円)にそれぞれ設定し、まもなく新規注文が約定した(=100.00円の買いポジションを持った)とします。

その後、実勢取引レート(Bid)が0.30円上昇し、100.30円へ達した時点でトレール注文が有効になり、ストップ値が98.30円へと変更されると共に、その自動調整が開始されます。その後は相場が上昇するにつれてストップ値も、実勢取引レートに対し2.00円(=新規注文の約定レート100.00円-ストップ値98.00円)の等間隔を保ちつつ、1pip(1銭)刻みで上方へ自動調整されます。

このケースにおいて、実勢取引レートがいったん高値101.00円をつけた後で反落し、100.50円まで下がったとします。ストップ値はお客様に不利な方向へは調整されませんので、このときのストップ値は、高値101.00円をつけた時点で設定された99.00円となっています(このときの実勢取引レートとストップ値との間隔は1.50円です)。

その後、再び相場が上昇に転じ、実勢取引レートとストップ値との間隔が新規注文約定時点の間隔(2.00円)まで拡大した時点(=実勢取引レートが再び101.00円まで上昇した時点)で、等間隔を保つてのストップ値の自動調整が再開されます。

※ここでいう「等間隔」とは、対象となるポジション(新規注文)が成立した時点での「ポジションの約定レート」と「ストップ値」との間隔(値幅)と同じです。有利な方向へ向かっていた実勢取引レートが反転し、お客様に不利な方向へ進んだ場合は、ストップ値の自動調整は停止されますが、その後再び有利な方へと相場が反転した際は、実勢取引レートとストップ値との間隔(値幅)が先の「等間隔」を超えた時点で、同じ等間隔を保つように再び自動調整されることとなります。

## 3. 連続新規注文機能

全ての注文に対応しております。注文発注が完了した後も入力内容を含む注文画面がそのまま残るため、スピーディな注文発注が可能です。

## 4. チャート上からの注文機能

チャート画面上での右クリックから、各種新規注文を出すことができます。チャート上の値段の推移を見つつ、表示されているレートで新規注文を発注できますので、チャート画面と注文入力画面を行き来する手間を省くことができます。

### ■マーケット注文に設定されているスリッページ設定機能について

発注時のレートと実勢レートが乖離した場合を想定して、あらかじめお客様が許容いただける乖離幅を設定することができる機能です。お客様がマーケット注文発注時にレートが不利な方向に変動した場合でも、スリッページ設定幅を超えた場合は約定しません。レートが有利な場合に実勢レートがスリッページ設定幅を超えた場合は実勢レートで約定します。設定できるスリッページ幅は次のとおりです。0pt、1pt、2pt、3pt、4pt、5pt、6pt、7pt、8pt、9pt、10pt、11pt、12pt、13pt、14pt、15pt、16pt、17pt、18pt、19pt、20pt、成行。

※設定幅の1pt は1 ポイントのことで、1 銭や0.0001 米ドルなどを表します。

※成行を選択された場合には、当社に注文情報が到着した実勢レートで約定します。よって、タイミングによっては提示されたレートと大きく乖離したレートで約定する場合がありますのでご注意ください。

【注文発注時の全体保証金率について】

新規注文時、注文の訂正時、及び出金時には口座内資産の全体保証金率(全体保証金率については「26. 外国為替保証金取引に関する用語」をご参照下さい)が2%以上を維持できているかを確認します。全体保証金率が2%未満の場合に出された新規注文は受け付けられませんのでご注意ください。

#### 【月曜日の約定ルールについて】

土曜日午前6時30分(米国サマータイム時 午前5時30分)から月曜日オープン(原則として午前7時)の間はおお客様の注文は約定致しませんが、この間有効に存続する指値注文、ストップ注文は月曜日のオープン(取引開始)レートで約定の条件を満たしていれば、オープンレートで成立いたします。

例えば下記の例では以下のようになります。

##### [例1]

金曜日のNYクローズ終値が105.50-54で、月曜日の午前7時のオープンレートが104.00-04の場合

買い指値注文: 105.00で発注したとき、オープンレートが売りサイド(Bid)でのレート104.00・買いサイド(Ask)でのレート104.04であれば、買いサイド(Ask)でのレートの104.04で成立します。

売りストップ注文: 105.00で発注したとき、オープンレートが売りサイド(Bid)でのレート104.00・買いサイド(Ask)でのレート104.04であれば、売りサイド(Bid)でのレートの104.00で成立します。

※上記例1の通り、お客様の有利になる約定もありますが不利になる約定もありますので、週末に大きな為替相場の変動要因がある場合は、保有されているポジションを縮小されたり、あらかじめご入金していただくなどの手段によりご資金に余裕をお持ちになった上で、週末を迎えられることをお勧めいたします。

また、IFD注文、OCO注文、IFO注文はいずれも指値注文、ストップ注文の組み合わせとなりますので、月曜日の約定のルールが適用されます。

##### [例2]

金曜日のNYクローズ終値が105.50-54で、月曜日の午前7時のオープンレートが104.00-04の場合

買い指値新規注文に対する売りストップ決済注文: IFD注文またはIFO注文において、買い指値新規注文を105.00で発注し、かつその売りストップ決済注文を104.50で発注したとき、オープンレートが売りサイド(Bid)でのレート104.00・買いサイド(Ask)でのレート104.04であれば、買い指値新規注文は買いサイド(Ask)でのレートの104.04で成立します。また、売りストップ決済注文は売りサイド(Bid)でのレートの104.00で成立します。

売りストップ新規注文に対する買い指値決済注文: IFD注文またはIFO注文において、売りストップ新規注文を105.00で発注し、かつその買い指値決済注文を104.60で発注したとき、オープンレートが売りサイド(Bid)でのレート104.00・買いサイド(Ask)でのレート104.04であれば、売りストップ新規注文は売りサイド(Bid)でのレートの104.00で成立します。また、買い指値決済注文は買いサイド(Ask)でのレートの104.04で成立します。

※上記の例において、オープンレートが105.00-04よりも高かった場合には、いずれのオーダーもこの時点では成立いたしません。

※IFD注文、OCO注文、IFO注文に関しても、月曜日のオープン(取引開始)レートで約定の条件を満たしていればオープンレートで成立致します。新規注文と決済注文が同時に約定する場合には上記例のように損失が生じることがありますのでご注意ください。

## 12. 注文状況について

取引画面に表示される注文状況は以下のとおりです。

| 種類  | 状況説明   |
|-----|--|
| 注文中 | 指値注文、ストップ注文、IFDの新規注文、OCOの新規注文、IFOの新規注文、時間成行注文が執行中(未約定)である時の表示  |
| 成立  | 約定した注文   |
| 待機中 | IFD、IFOの新規注文が約定した時に執行される未執行の注文   |
| 取消  | お客様が取消をされた注文、または保証金率を1%(レバレッジ100、法人のお客様のみお取引可能)として、かつ同じ週の土曜日の日本時間午前6時(米国のサマータイムのときは日本時間午前5時)までに約定しなかった注文 |

|     |   |
|-----|---|
| 不成立 | 約定すること無く注文の有効期限の経過した注文、又は指定したスリッページ幅を超えてスリップしたマーケット注文 |
|-----|---|

### 13. 注文の有効期限

| 種類   | 状況説明  |
|------|---|
| 当日   | 注文発注した日のNYクローズ時点まで(5. 注文成立時間を参照)                        |
| 週末   | 約定が可能となる日の属する週のNYクローズ時点まで(5. 注文成立時間を参照)                 |
| 無期限  | お客様からの取消がない限り有効   |
| 日付指定 | お客様が任意で設定した日(当日の翌年末日までの取引日を選択可)のNYクローズ時点まで(5.注文成立時間を参照) |

※保証金率設定で1%(レバレッジ100、法人のお客様のみお取引可能)を選択した場合は、日本時間毎週土曜日の午前6時(米国のサマータイムのときは日本時間午前5時)をもって、未約定注文(IFD・OCO・IFOを含むすべての指値・ストップ注文)は取消処理されます。よって、IFD・OCO・IFOを含むすべての指値・ストップ注文の発注時には有効期限で無制限は選択いただけません。

※時間成行注文を選択した場合は、注文を発注する日および土日・祝日を含め6日以内の、任意の日付のオープンまたはNYクローズを、注文の執行日時として設定できます。ただし、NYクローズの1時間前(日本時間午前6時、米国サマータイム時は日本時間午前5時)からは、当日のNYクローズを選択することができなくなりますのでご注意ください。また、保証金率1%(レバレッジ100、法人のお客様のみお取引可能)を選択した場合は、週末のクローズ選択と土日をまたいだ翌週の日付はご指定いただけません。

### 14. 注文の訂正・取消

お客様が発注されたご注文は、訂正予定のレートで再計算を行った場合の口座の全体保証金率(全体保証金率については「26. 外国為替保証金取引に関する用語」をご参照ください)が2%以上であり、かつ未約定の場合には訂正・取消を行うことができるものとします。指値・ストップ・OCO・時間成行注文等によるご注文内容のうち、指定レートや有効期限を訂正される場合には、その内容を所定の箇所より訂正ください。

その他の項目を変更する場合には、一旦注文の取消を行った後に、再度新規でご注文をお出し頂きます。

### 15. 一注文あたりの発注上限

一注文あたりの発注上限は次のようになります。

※一注文あたりの発注上限は当社の判断で変更する場合があります。

※別途ポジション限度の設定があるお客様は、本発注上限と同ポジション限度のうち数量の少ない方を上限として発注が可能です(18. ポジション限度についてを参照)。

| 注文方法           | 上限                          |
|----------------|-----------------------------|
| マーケット注文・時間成行注文 | 200取引単位(例:米ドルの場合、200万米ドルまで) |
| 指値・ストップ・OCO注文  | 500取引単位(例:米ドルの場合、500万米ドルまで) |

### 16. 注文方式

#### (1) 通常の注文方式

通常の注文方式とは、1取引(ポジション)ごとに行う注文の方式をいいます。注文に必要な、通貨ペア、取引数量、保証金率、売り買いの別、注文の種類(前出「11. 注文の種類オプション注文機能」をご参照ください)、注文の有効期限を選択して新規注文を発注します。決済の場合は、注文の種類(種類によっては指定するレートの選択が必要)、数量(ポジションの数量を最大として部分決済も可能)、決済注文の有効期限を選択して決済注文を発注します。本方式では、同じ通貨ペアのポジションが複

数あっても一度に決済することはできず、ポジション別に決済する必要があります。

また、新規注文の際に、決済注文(2次注文)を同時に発注することが可能です。お客様のリスク管理の一助としてご活用することをお勧め致します。

## (2) 通貨ペア別一括決済注文方式

本方式では、同一通貨ペアかつ同一売買方向の複数ポジションに対し、すでに決済注文が発注されているか否かにかかわらず、一度に決済注文を発注することができます。決済対象となるポジションに対しすでに決済注文が発注されていた場合、これら決済注文はすべて、本方式による決済注文の発注と同時に自動的に取消となります。ただし本方式により一度に決済できるポジション数量は200取引単位(米ドルの場合、200万米ドル)、ポジション件数は100件が上限となります。複数ポジションの数量合計が200取引単位(またはポジション件数が100件)を超える場合には、成立日時の古いものから順に、数量合計が200取引単位(またはポジション件数が100件)を超えない範囲のポジションの組み合わせで決済注文が自動設定されます。数量合計(またはポジション件数合計)の超過のため一度に発注しきれなかったポジションについては、連続決済注文機能を用いて、引き続き決済注文を発注することができます。

なお、本方式にて発注可能な注文の種類(執行条件)は、マーケット注文のみです。また複数ポジションを本方式にて同時に決済する場合、相場状況によっては、各ポジションの約定レートに差異が発生する場合があります。

※単一ポジションであっても200取引単位を超える数量のポジションの決済はできませんので、その場合は通常の注文方式をご利用ください。

## (3) 全ポジション一括決済注文方式

本方式では、通貨ペアの種類および売り買い方向、すでに決済注文が発注されているか否かを問わず、保有している全ポジションに対し一度に決済注文を発注することができます。決済対象となるポジションに対しすでに決済注文が発注されていた場合、これら決済注文はすべて、本方式による決済注文の発注と同時に自動的に取消となります。ただし本方式により一度に決済できるポジション数量は、同一売買方向の同一通貨ペアあたり200取引単位(米ドルの場合、200万米ドル)、ポジション件数は売り買い方向、通貨ペア問わず100件が上限となります。

また、同一売買方向かつ同一通貨ペアの保有ポジションの数量合計が200取引単位(またはポジション件数が100件)を超える場合には、成立日時の古いものから順に、数量合計が200取引単位(またはポジション件数が100件)を超えない範囲のポジションの組み合わせで決済注文を発注できます(数量にかかわらずポジションの部分決済はできません)。数量合計の超過のため一度に発注しきれなかったポジションについては、連続決済注文機能を用いて、引き続き決済注文を発注することができます。なお、本方式にて発注可能な注文の種類(執行条件)は、マーケット注文のみです(ただしこの場合、スリッページ設定幅は「成行」に自動設定されます)。また複数ポジションを本方式にて同時に決済する場合、相場状況によっては、各ポジションの約定レートに差異が発生する場合があります。

※単一ポジションであっても200取引単位を超える数量のポジションの決済はできませんので、その場合は通常の注文方式をご利用ください。

## (4) 逆建て新規注文方式

本方式は、現時点で保有しているポジションの決済注文と同時に、そのポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買方向の新規注文を発注できるというものです。ただし本方式は、厳密には決済注文が先に約定し、その直後に新規注文が執行される方式をとっておりますため、相場状況によっては決済注文の約定レートと新規注文の約定レートに差異が発生する場合があります。また、決済注文の約定により損失が発生したため、返還可能額が新規注文の取引保証金額に満たなくなった場合には、新規注文が発注されない可能性がありますことをあらかじめご承知おき願います。

具体的には下記の例を参照ください。

### [例]

保有している3取引単位(3万通貨)の買いポジションを決済し、新たに同じ通貨ペアの1取引単位(1万通貨)の売りポジションを保有する場合。

(本例では、上記保有ポジションに対する未約定決済注文は発注されていないものとする)

|  |   |
|--|---|
| 通常の注文方式・通貨ペア別注文方式・全決済注文方式                      | 逆建て新規注文方式   |
| 3万通貨の売り決済注文を1回行った後に1万通貨の売り新規注文を1回、計2回の注文を行います。 | 3万通貨の売り決済注文と1万通貨の売り新規注文を同時に1回行います。(注文履歴および取引履歴においては、3万通貨の決済注文と1万通貨の新規注文に分けて表記されます。) |

本方式は、取引画面より任意にご選択頂けます。詳しくは取引画面内ヘルプ、「逆建て新規注文」の画面をご覧ください。

※本方式にて発注可能な注文の種類(執行条件)は、マーケット注文のみです(ただしこの場合、スリッページ設定幅は「成行」に自動設定されます)。指値注文、ストップ注文、IFD注文、OCO注文、IFO注文、時間成行注文は通常の注文方法にてご利用頂けます。(前出「11.注文の種類とオプション注文機能」をご参照ください)

#### 17. ポジションの有効期限(法人のお客様のみ)

保証金率1%に設定されているポジションに限り、そのポジションが成立した週の米国東部時間金曜日午後4時(日本時間土曜日午前6時※米国サマータイム時は日本時間午前5時)に、その口座状況にかかわらず、全て自動的に反対売買による決済が行われます。従って、翌週にポジションを持ち越すことができませんのでご注意ください。これは、週末の間に急激な為替変動が生じるイベント(有事、政変や為替政策の変更など)により、週末のレートから大きく乖離して週明けに取引が始まった場合に、高いレバレッジでのお取引の場合、取引保証金を上回る損失が発生する可能性が想定されることからの措置です。なお、当該反対売買による決済によって、お客様の口座に不足金が発生した場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後3時まで当該不足金額をFXステージにご入金頂く必要があります。

#### 18. ポジション限度について

| 顧客区分           | 説明  |
|----------------|---|
| 個人             | 委託保証金の許容範囲内。ただし、円換算50億円を上限とする。                            |
| 上場法人又はこれに準ずる法人 | 委託保証金の許容範囲内。ただし、円換算300億円を上限とする。                           |
| 上記2以外の法人       | 委託保証金の許容範囲内。ただし、円換算150億円を上限とする。                           |
| 金融機関           | 委託保証金の許容範囲内。ただし、各業態が定める基準の範囲内又は円換算1,000億円のいずれか少ない額を上限とする。 |

#### 19. 売買手数料

売買手数料は無料です。

※買気配と売気配の間にはレート差(スプレッド)があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。

#### 20. 決済

本取引の決済は、反対取引による差金決済のみにおいて行います。外貨の受渡しによる決済は行いません。

#### 21. スワップポイント

スワップポイントとは通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のこと、ロールオーバーを行うことにより発生します。当社ではスワップポイントは日々評価損益に反映されます。スワップポイントの付与・支払いは、ポジションを反対売買した際に行います。高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受け取れます。逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うこととなります。

※「ポジション」とは、未決済の約定(建玉)をいいます。

※「ロールオーバー」とは、ポジションの決済日を翌日以降に繰り延べることをいいます。

※ スワップポイントの受取と支払の金額の間には差(スプレッド)があります。

## 22. 両建て取引

お客様は当社で両建て取引を行うことはできますが、両建て取引は、スワップポイントが売建て買建ての双方で異なり、逆ざやが生じる恐れがあることや、売値と買値の価格差についてもお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となることがあります。

## 23. 完全前受制度

当社がお客様からのFXステージへのご入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

## 24. 保証金等の入金

FXステージへのご入金は当社指定銀行口座への振込によるものといたします。当社における振込手数料は、振込者負担といたします。ただし、クイック入金(取引画面からの指定銀行のネットバンキングを利用した振込)の場合の振込手数料は当社負担と致します。クイック入金の場合、提携金融機関よりFXステージへ直接振込みが行われることから、当社若しくは各金融機関のメンテナンス時間を除き、原則として遅滞なく入金が残高に反映されます。

但し、クイック入金の手続が正しく完了されずエラーとなった場合や、通常振込みとクイック入金とを問わず処理が遅延した場合は入金に時間を要することもございますのでご注意ください。

尚、入金手順・注意事項に関しましてはログイン後の取引画面をご覧ください。

## 25. 保証金の出金

本口座におけるすべての取引に関する当社とお客様との間の金銭の受け払いについては、保証金勘定において処理することとします。当社に預託されている取引保証金の額が、預託すべき金額を超えている時、お客様は、超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、お客様より請求があった日から起算して3営業日以内に返還されるものとします。但し、通信等の諸事情により遅延する場合があります。

※新規注文時、注文の訂正時、及び出金時には口座内資産の全体保証金率(全体保証金率については「26. 外国為替保証金取引に関する用語」をご参照ください)が2%以上を維持できているかを確認します。全体保証金率が2%未満の場合に出された出金依頼は受け付けられませんのでご注意ください。

## 26. 外国為替保証金取引に関する用語

| 用語           | 説明  |
|--------------|---|
| 資産           | お預かりしているお客様の資産が表示されます。  |
| 取引保証金        | 現在お持ちのポジションに必要な保証金額が表示されます。   |
| ロスカットレート     | 各ポジション毎の維持率(※)に対するロスカットが実行されるレートです。毎取引日計算されるスワップポイントは評価損益としてロスカットレートに反映されるため、ロスカットレート自体は毎取引日ごとに変更されますのでご注意ください。<br>※ロスカットについては、当ガイドの「31.ロスカットについて」をご参照ください。<br>※上記「維持率」の計算方法は、 $\text{維持率} = (\text{取引保証金額} + \text{スポット円換算} + \text{スワップ円換算}) \div \text{取引保証金額} \times 100(\%)$ です。 |
| 評価損益金        | 現在お持ちのポジションで発生している損益金額(スポット損益+スワップ損益)を計算して表示しています。  |
| NYCロスカット     | 全体保証金率に対して執行されるロスカット適用の金額です。毎日のNYクローズ時において、この金額を下回っているとロスカットされます。   |
| NYCロスカット余力金額 | NYCロスカット(全体保証金率に対するロスカット)適用までの余力金額です。   |
| 注文中保証金       | 現在発注いただいている未約定注文の必要保証金  |
| 出金依頼金額       | お預かりしている資産(預かり資産)から出金依頼の指示を出された金額(出金が完了するまで表示されます。)<br>※「返還可能額」の項目には留保された「出金依頼金額」を差し引いた金額が表示されますので、新規注文を出される際にはご注意ください。   |

|        |  |
|--------|--|
| 不足金額   | ポジションを維持するために不足している金額です。   |
| 有効保有額  | 資産合計＋評価損益金－注文中保証金－出金依頼金額です。  |
| 返還可能額  | <p>余剰資金です。新規注文を出す際に必要となります。返還可能額は、以下の額のうち、最も金額が小さい額が適用されます。</p> <p>①[返還可能額]=[資産合計]－[取引保証金]－([注文中保証金]+[出金依頼金額])</p> <p>②[返還可能額]=[有効保有額]－[ポジション総代金(※)×0.02]</p> <p>※ポジション総代金…お取引額の総額です。対円取引の場合には、[各ポジション毎の成立値×取引数量を合計した金額]となります。クロスカレンシー取引の場合には、[各ポジション毎の、成立値×取引数量の合計×現時点の円換算Bidレート、を合計した金額]となります。</p> |
| 全体保証金率 | ポジション総代金に対する有効保有額の割合を表示しています。  |

※返還可能額において、法人のお客様が申請によって全体保証金率のルールを免除した場合、②の計算式は適用されません。

## 27. 取引保証金

新規注文の発注時における取引保証金の額は、以下の表のように発注時レート(または指値レート)×取引数量×保証金率の式で計算します。取引数量においては、1取引単位(10,000通貨)での保証金を基に算定し、1,000円以下の端数を切り上げたのち、その結果に取引単位を乗じた(20,000通貨の場合は10,000通貨での取引保証金の2倍)数値となります。

なお、10,000通貨あたりの最低保証金は10,000円となります。(以下計算により10,000円を下回った場合にはレート及び保証金率に関わらず10,000円となります。)

### 【1万通貨の保証金算定式】

|           |          |                           |
|-----------|----------|---------------------------|
| マーケット注文   | 対円       | 発注時レート×10,000×保証金率        |
|           | クロスカレンシー | 発注時レート×円換算レート×10,000×保証金率 |
| 指値・ストップ注文 | 対円       | 指値レート×10,000×保証金率         |
|           | クロスカレンシー | 指値レート×円換算レート×10,000×保証金率  |

※クロスカレンシー…円以外の通貨ペアの組み合わせを指します。

※クロスカレンシーのお取引における円換算レートは、以下のリアルタイム(取引保証金算出時)でのレートを用います。

- ・ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル…米ドル/円の売りサイド(Bid)レート
- ・米ドル/スイスフラン…スイスフラン/円の売りサイド(Bid)レート

※OCO注文の場合、2つの注文のうち保証金が高くなる方の注文を基準に保証金が算出されます。

※注文訂正を行う場合、訂正の都度、訂正されたレートを用いて取引保証金の再計算が行われます。その際、算出された全体保証金率が2%未満であった場合には、注文訂正は受け付けられませんのでご注意ください。

### 【取引保証金変更機能】

「取引保証金変更機能」とは、『FXステージ』において約定したポジションの取引保証金額を増額または減額できる機能を指します。

#### [取引保証金の増額]

取引保証金を増額する場合は、余裕資金の範囲で、保証金率100%(レバレッジ1倍)となる額(=約定レート×取引数量※、千円未満は切り捨て)を上限として資金を積み増しすることができます。

※非・対円通貨の場合は、それぞれ以下の計算式によって求められます。

○ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル:

約定レート×取引数量×前日NYクローズ時点の米ドル/円Bid取引レート

○米ドル/スイスフラン:

約定レート×取引数量×前日NYクローズ時点のスイスフラン/円Bid取引レート

取引保証金を増額した場合は、その分だけ約定レートからロスカットレベルまでの値幅が拡大しますので、不意の相場動の際にもロスカットが適用されにくくなるという効果があります。但し、相場の変動状況によってはロスカットが執行される場合もありますのでご注意ください。

[取引保証金の減額]

一度増額した取引保証金に限り、約定した時点の取引保証金額を下限として、減額することが可能です。ただし、取引保証金の変更後に以下の口座状況に該当する場合には、取引保証金の減額はできませんのでご注意ください。

| ポジションの状況 | 取引保証金の減額が出来ない変更後の口座状況       |
|----------|-----------------------------|
| 買いポジション  | 変更後のロスカットレベルが現時点のBid取引レート以上 |
| 売りポジション  | 変更後のロスカットレベルが現時点のAsk取引レート以下 |

増額・減額のいずれの場合も、その変更後の取引保証金の額に応じて、ロスカットレベルが変更されるようになります。

※「保証金変更」画面での設定により、変更後の取引保証金に対する保証金率が実質的に変化した場合であっても、「ポジション照会」画面などの「保証金率」欄に表示される保証金率設定は、そのポジションの成立時点の表記のままとなっていますのでご注意ください。

※保証金率1%(レバレッジ100、法人のお客様のみお取引可能)のポジションにつきましては、本画面にて取引保証金額を変更した場合であっても、約定した週の土曜日午前6時(米国のサマータイム時は土曜日午前5時)の時点で反対売買により自動的に決済されますのでご注意ください(各ポジションの保証金率は、注文番号をクリックするとご確認いただけます)。

取引保証金額は、増額・減額のいずれも、1取引単位(1万通貨)あたり千円単位での設定が可能です。取引保証金の変更はポジション単位で可能です。ひとつのポジションのうち一部の数量だけの取引保証金を変更することはできません。

取引保証金額の変更は、当社のシステムメンテナンス時間帯(5. 注文成立時間参照)を除き、いつでもご利用いただけます。

28. 保証金率について

新規注文時に保証金率設定を行うことができます。設定できる保証金率は次のとおりです。

|               |
|---------------|
| 10% (レバレッジ10) |
| 5% (レバレッジ20)  |
| 4% (レバレッジ25)  |
| 2.5%(レバレッジ40) |
| 2% (レバレッジ50)  |

※上記の他に、法人のお客様のみ保証金率1%(レバレッジ100)がご選択いただけます。(保証金率1%でのお取引をご希望のお客様は、取引画面上の「設定変更」の欄から申請を行って頂きます。なお、変更が反映されるのは翌営業日からとなります。)

29. 評価損益

ポジションの時価評価を行う際に採用する為替レートは、買ポジションの場合は、売りサイド(Bid)でのレート、売ポジションの場合は、買いサイド(Ask)のレートに基づいて評価損益を計算します。

30. 外貨による保証金の取扱について

外貨による取引保証金の入金を受付できません。

31. ロスカットについて

ロスカットとは、お客様のポジションにおける損失拡大を限定することを目的として、ポジションが成立した際に自動的に設定される「ロスカットレート」に到達した場合に、該当のポジションがお客様の意思にかかわらず自動的に反対売買による決済が行われるものです。ロスカットには、【1】各ポジション毎の維持率

(ロスカットレベル)に対して執行されるロスカットと、【2】全体保証金率に対して執行されるロスカット(NYCロスカット)、の2種類があります。

【1】各ポジション毎の維持率(ロスカットレベル)に対して執行されるロスカット「ロスカットレベル」はポジションごとに、以下のように保証金率に応じた初期設定で固定されます。『外貨ネクスト』同様に「ロスカットレベル」をお客様の任意で設定・変更することは出来ませんのでご注意ください。

[各保証金率(レバレッジ)ごとのロスカットレベル]

| 保証金率          | ロスカットレベル |
|---------------|----------|
| 10% (レバレッジ10) | 20%      |
| 5% (レバレッジ20)  | 20%      |
| 4%(レバレッジ25)   | 20%      |
| 2.5%(レバレッジ40) | 40%      |
| 2%(レバレッジ50)   | 50%      |

ある単一のポジションの「維持率」が既定の「ロスカットレベル(%)」を割り込む最初のレートが「ロスカットレート」です。

「ロスカットレート」は新規注文が成立した時点で、そのポジションの約定レートと取引保証金額により自動的に算出されます。また基本的に毎日のNYクローズ時点で当日のスワップポイントをロスカットレートに反映させるため、その累積金額によって「ロスカットレート」も変化します。

前項のロスカットはポジション全体ではなく個々のポジションに対して執行されるものであり、当該ポジションがロスカットレートに到達した場合には、他に利益が発生しているポジションや、保証金の追加預託があったとしても、原則当該ポジションはロスカットに基づき決済されるものとします。ただし、預託された保証金に余剰があった場合(「26.外国為替保証金取引に関する用語」における「返還可能額」が該当)には、お客様の任意でその余剰分を当該ポジションの取引保証金に充当することにより、ロスカットレートを変更することができます。(ロスカットレートが0円以下になるように、保証金の余剰分を取引保証金に充当することはできません。)

【2】全体保証金率に対して執行されるロスカット(NYCロスカット)

1取引日毎に1回、NYクローズ前のメンテナンス開始時点において、お客様の口座の全体保証金率が2%未満であった場合、お持ちの全ポジションに対してロスカットが執行されます。これをNYCロスカットと言います。

法人のお客様の場合、NYCロスカットを含む全体保証金率が2%を維持していることの確認は、ご自身で申請頂くことで非適用とすることができます。

※ロスカットによりポジションが決済された場合は、約定内容をお客様に電子メール、画面照会等合理的な方法により通知いたします。但し、メールアドレスの変更を当社へご連絡いただいていない場合や、携帯電話メールアドレスでのドメイン指定等で、当社から配信したメールを受信できない場合はこの限りではございません。

※なお、ロスカットによって、お客様の口座に不足金が発生した場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後3時までには当該不足金額をFXステージに入金していただく必要があります。

ロスカットでは相場変動により、ロスカットレートで約定しない場合があります(スリッページの発生)、その場合にはお客様にとって不利なレートで約定することがありますのでご注意ください。また、最終的に相場変動等により預け入れ資産以上の損失を被る可能性があります。

### 32. 不足金について

ポジションの決済による損金額が預け入れ資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は当社の請求により不足金をFXステージにご入金いただく必要があります。当社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。

### 33. 口座番号・パスワードの管理

取引画面にログインする口座番号・パスワード(暗証番号)はお客様を特定する重要な情報となります。管理には十分なお配慮をお願いいたします。お客様ご本人以外に漏れた場合、お客様に重大な影響を及ぼ

す可能性があります。取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更ください。

#### 34. お客様へのご連絡

取引保証金の不足等により、当社が必要と判断した場合等には、お客様が当社にご登録のメールアドレスまたは電話番号にご連絡いたします。

#### 35. お客様との通話の録音について

お客様との通話については録音させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

#### 36. アカウントロック

FXステージ画面にログインする際に、口座番号、パスワードの入力を連続して当社が設定する回数誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよび取引ができなくなります(アカウントロック)。アカウントロックの解除につきましては、当社サポートセンター(0120-430-225)までご連絡ください。なお、当社サポートセンターの対応時間は外国為替市場の取引が行なわれている時間で原則24時間となっております(年末年始を除く)。

#### 37. 売買注文等の照会

お客様が当社が提供する取引システムを利用して指図された取引の内容は、当社の提供する取引画面を利用して照会できるものとします。万が一、内容に疑義の生じた場合、お客様は異議のある取引のあった日から15日以内に当社に対して異議の申立を行うものとします。15日以内に異議の申立のない場合、お客様は照会された内容を承認したものとみなします。

#### 38. 取引報告書等の交付について

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。これらの報告等は原則として、電子交付によって行われます。その内容をよくご確認下さい。交付日から15日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

#### 39. 税金について

個人の場合、外国為替保証金取引により生じた利益は雑所得または事業所得として総合課税の対象となりますが、詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

#### 40. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容並びに電話での売買注文の場合は録音記録内容をもって処理するものとします。

#### 41. 行政への報告

当社とお客様との外国為替取引に付随し、当社との外国為替取引は「外国為替及び外国貿易法」第20条第3号乃至第4号に規定される「資本取引」と解せられます。従いまして、本来ならば財務省令で定められた額(1億円)以上のお取引を行った場合は、お客様並びに当社は日本銀行経由財務大臣に報告の義務がございます。しかし、当社では同法第55条の3第3項の規定に従い「資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出」を行い、「届出者」としてお客様に代わって一括報告を行いますので、お客様個々の届出の必要はございません。ただし、関係法令の変更等により、お客様に手続きをして頂くケースが生じる可能性がございます。その際には、当社よりご連絡させていただきますので、あらかじめご留意願います。

#### 42. 資産の保全について

当社では、お客様からお預かりした保証金、為替損益、スワップポイント等の資産(円貨資産・外貨資産)を当社の資産とは区分して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は区分管理により保全されます。

#### 43. 取引説明書の改訂

本取引説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項をWebサイト掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

す。

当社とお客様との外国為替保証金取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター  
0120-430-225  
03-5733-3065

### 外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替保証金取引、又は顧客のために外国為替保証金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替保証金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 外国為替保証金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替保証金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替保証金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替保証金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替保証金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 外国為替保証金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替保証金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替保証金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替保証金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替保証金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 外国為替保証金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

- n. 外国為替保証金取引契約に基づく外国為替保証金取引行為をすることその他の当該外国為替保証金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 外国為替保証金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替保証金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替保証金取引をする行為
- s. 外国為替保証金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 外国為替保証金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替保証金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

### 当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです

|                     |   |
|---------------------|---|
| 金融商品取引業者<br>の名称     | 株式会社 外為どっとコム  |
| 設立                  | 平成14年4月1日   |
| 登録番号                | 関東財務局長(金商)第262号   |
| 代表取締役               | 小杉昭徳  |
| 資本金                 | 7億7,650万円(平成21年3月31日)                                     |
| 住所地                 | 東京都港区東新橋二丁目8番1号   |
| 連絡先                 | 03-5733-3065(代表)<br>0120-430-225(フリーダイヤル)                 |
| 業務内容                | 個人を中心とした一般投資者を対象として、インターネットを通じた店頭及び取引所による外国為替保証金(証拠金)取引事業 |
| 加入協会                | 社団法人金融先物取引業協会加入   |
| 業務に関する苦情・<br>紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(0120-64-5005)                 |

発効日 平成19年 7月 2日  
改訂日 平成19年 9月30日  
改訂日 平成20年 1月 5日  
改訂日 平成20年 4月26日  
改訂日 平成20年11月29日  
改訂日 平成21年 5月 9日  
改訂日 平成21年 8月 8日  
改訂日 平成22年 1月18日

改訂日 平成22年 2月17日  
改訂日 平成22年 3月29日  
改訂日 平成22年 5月 7日  
改訂日 平成22年 6月21日  
改訂日 平成22年 7月10日  
改訂日 平成22年 7月26日  
改訂日 平成22年 9月 2日  
改訂日 平成22年10月 4日  
改訂日 平成22年11月 1日  
改訂日 平成22年12月25日

---

お問い合わせ先 0120-430-225 (24時間対応 土日は除く)

金融商品取引業者 登録番号: 関東財務局長(金商)第262号/金融先物取引業協会(会員番号1509)

(C)2002-2010 Gaitame.com Co.,Ltd. All rights reserved.